

建築物における駐車施設の附置に関する条例の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和39年浜松市条例第22号。以下「条例」という。）及び建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則（昭和39年浜松市規則第10号。以下「規則」という。）を適正かつ円滑に執行することを目的とする。

(特殊装置)

第2条 条例第7条第3項の「特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が有効に駐車し、かつ、出入することができる」と市長が認めるもの（以下「特殊装置」という。）とは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定による認定を受けたものとする。

(特例基準)

第3条 条例第8条第1項に規定する「市長がやむを得ないと認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 既存建築物を増築する場合において、当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の状況から駐車施設の附置が困難であると認められる場合。
 - (2) 当該建築物の敷地に接する道路に駐車施設の自動車出入口を設置することが、駐車場法に抵触する場合。
 - (3) 自動車出入口に接する道路について道路管理者の承認又は当該道路を管轄する警察署長の許可を受けることができない場合。
 - (4) 当該建築物の敷地に接する道路が道路交通法などにより、自動車の出入りが禁止されている場合又は当該道路の交通事情等から駐車施設を附置することが適当でない場合。
 - (5) 当該建築物の敷地の形態が著しく不整形又は間口が狭小で駐車施設の附置が困難であると認められる場合。
 - (6) 当該建築物の敷地外に駐車施設を附置することで、交通安全やバリアフリー等の観点から当該建築物の利用者の利便性、安全性の向上に資すると認められる場合、かつ、他の交通に与える影響の軽減が図ることができると認められる場合。
- 2 条例第8条第1項に規定する「利用しやすい場所」とは、当該建築物の敷地から駐車施設までの距離がおおむね300m以内である場所をいう。
- 3 条例第8条第1項に規定する「駐車施設」について、隔地駐車場は原則として、駐車施設を附置すべき者が所有するものでなければならない。ただし、前項規定内において自己所有が困難な場合で、次の要件を満たす場合には既存の駐車場を貸借等して利用することを認める。

- (1) 隔地駐車場に附置すべき駐車台数が確保されていること。
- (2) 長期間の貸借期間が設定されていること。(原則として1年間以上の契約期間とする。)

(特例の承認申請)

第4条 条例第8条第2項の規定による承認を受けようとする者は、規則第2条の規定による提出書類のほか駐車施設の附置の特例申請書(様式1)及び当該駐車施設に係わる権利書又は使用承諾書等、貸借関係の分かる書類を提出しなければならない。

(特例の承認通知)

第5条 市長は前条に規定する書類の提出があった場合においては、当該書類を受付後、14日以内に、駐車施設の附置の特例承認・不承認通知書(様式2)をもって通知するものとする。

(措置命令の処分基準)

第6条 条例第12条に規定による措置命令は、条例第3条から第5条及び第7条又は第10条の規定に違反した者に対し、当該規定に適合するよう駐車施設を附置する旨を命じることにより行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月15日から施行する。

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

平成 年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

住 所 :
 名 称 :
 代表者 :



駐車施設の附置の特例承認（変更）申請書

建築物における駐車施設の附置に関する条例第 8 条に規定する駐車場施設の附置の特例を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

建築物の名称及び所在地				
特例駐車施設を設置しようとする場所				
建築物から特例駐車施設までの距離		m		
権利関係 ※所有権、使用権等この施設について有する権利				
使用承諾者		住所又は所在地		
		氏名又は名称		
面積及び台数	建築物敷地内駐車施設	区分	面積	台数
		建築物内	m ²	台
		その他	m ²	台
		合計	m ²	台
	特例駐車施設	区分	面積	台数
		建築物内	m ²	台
		その他	m ²	台
		合計	m ²	台
上記駐車施設を特例駐車場とした理由				
連絡先		担当者		
		TEL		

平成 第 年 月 日

住所：
名称：
代表者：

浜松市長

駐車施設の附置の特例 承認・不承認 通知書

建築物における駐車施設の附置に関する条例の運用に関する要綱第5条に基づき下記のとおり 承認・不承認 とします。

記

建築物の名称及び所在地		
特例駐車施設を設置しようとする場所		
使用承諾者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
不承認とする理由 (※不承認の場合のみ記入)		
受付日	年 月 日 ()	
連絡先	担当者	
	TEL	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。